第九条の二十第六号ロ中「百分の三十」を「百分の五十」に改め、「あつては、」の下に「おおむね五年間に」を加え、同条に次の一号を加える。

七　次に掲げるところにより、他の病院又は診療所に対する患者紹介を行うこと。

イ　その管理する病院について、他の病院又は診療所に紹介した患者の数を初診の患者の数で除して得た数（以下この号において「逆紹介率」という。）を維持し、当該維持された逆紹介率を高めるよう努めること。

ロ　逆紹介率が百分の四十を下回る病院にあつては、おおむね五年間に逆紹介率を百分の四十まで高めるよう努めるものとし、そのための具体的な年次計画を作成し、厚生労働大臣に提出すること。

第九条の二十に次の一項を加える。

2　がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に関し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院に関する前項の規定の適用については、同項第六号ロ中「百分の五十」とあるのは「百分の八十」と、同項第七号ロ中「百分の四十」とあるのは「百分の六十」とする。

第九条の二十二中「医療提供」の下に「及び他の病院又は診療所に対する患者紹介」を加える。

第十九条第一項第一号中「耳鼻いんこう科」を「精神科、耳鼻咽喉科」に改める。

第二十二条の二第一項第一号中「で除した数」の下に「（第三項において「医師の配置基準数」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　第一項の特定機能病院に置くべき医師については、同項第一号の規定による医師の配置基準数の半数以上が、内科、外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、救急科、脳神経外科、整形外科又は麻酔科の専門の医師でなければならない。

第二十二条の三第三号中「医療提供」の下に「及び他の病院又は診療所に対する患者紹介」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に医療法第四条の二第一項の規定による承認を受けている特定機能病院であってその診療科名中にこの省令による改正後の医療法施行規則（以下「新規則」という。）第六条の四の規定に基づく診療科名を含まないものについては、当該診療科名の診療を開始するための計画を記載した書類を提出した場合に限り、平成三十一年四月一日までの間（当該計画に基づき当該診療科名を全て含むこととなった場合には、当該必要な診療科名を全て含むこととなったときまでの間）は、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行の際現に医療法第四条の二第一項の規定による承認を受けている特定機能病院であって新規則第二十二条の二第一項第一号に規定する医師の配置基準数（以下この項において「基準数」という。）の半数以上が同条第三項の専門の医師でないものについては、当該専門の医師を基準数の半数以上置くための計画を記載した書類を提出した場合に限り、平成三十一年四月一日までの間（当該計画に基づき当該専門の医師を基準数の半数以上置くこととなった場合には、当該専門の医師を基準数の半数以上置いたときまでの間）は、なお従前の例による。

○厚生労働省令第四十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百二十九条第六項、第百四十五条第八項及び第二百七条並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十五条の規定に基づき、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

様式第十二号（表面）、様式第十六号㈥及び様式第十七号㈣中「平成26年3月31日まで」を「昭和19年4月1日までに生まれた方」に改める。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

様式第四号（表面）中「平成26年3月31日まで」を「昭和19年4月1日までに生まれた方」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則の様式により使用されている書類は、当分の間、同条の規定による改正後の健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

（船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

3　第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式により使用されている書類は、当分の間、同条の規定による改正後の船員保険法施行規則の様式によるものとみなす。

○厚生労働省令第四十七号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第三項及び附則第十条の規定に基づき、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成二十一年厚生労働省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「六万三千八百四十円」を「六万四千百円」に改め、同項第二号中「四万八千十円」を「四万八千二百円」に改め、同条第二項中「一万三千三百七十円」を「一万三千四百二十円」に改める。

第十五条第一号中「百三十四万四千円」を「百三十四万七千円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十六年三月以前の月分のハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第二項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金（次項において「非入所者給与金」という。）の額については、なお従前の例による。

2　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（以下「促進法規則」という。）第十三条第一項ただし書の規定による非入所者給与金の支給の停止に係る非入所者給与金の月額については、平成二十六年七月までの間は、この省令による改正後の促進法規則第七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○厚生労働省令第四十八号

薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第二十二条の規定に基づき、薬剤師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久